

保護者各位

行方市役所 こども福祉課

平成31年度 保育施設利用申し込みについて（ご案内）

保育園や認定こども園（保育園部分）への入園を希望される保護者の方は、下記のとおりお申し込みください。

なお、お申し込みについては『保育施設利用申込みのご案内』をご確認の上、必要書類をすべてそろえた上で、受付期間内にお申し込みくださいますようお願いいたします。

記

1. 受付期間 平成30年11月1日（木）～平成30年11月15日（木）  
（土・日・祝日を除く）  
午前8時30分から午後5時まで  
※玉造庁舎のみ11月14日（水）、11月15日（木）は午後6時30分まで延長して受け付けます。
2. 受付場所 行方市役所 玉造庁舎 こども福祉課 子育て支援グループ  
麻生庁舎 総合窓口室  
北浦庁舎 総合窓口室
3. 提出書類 ★受付時に必要書類をすべてそろえて提出してください。
  - ① 保育園入園申込書・支給認定申請書  ※児童1人につき1部必要です
  - ② 家庭状況調査票  ※児童1人につき1部必要です
  - ③ 児童の状況について  ※児童1人につき1部必要です
  - ④ 保育所（園）等の利用に関する同意書  ※世帯につき1部必要です
  - ⑤ 保育を必要とする事由を確認できる書類（就労証明書等） 父親  母親   
※60歳未満の祖父母の方と同居または同じ敷地内に住居がある場合は、祖父母の方についても提出してください。 祖父  祖母

※書類に不備がある場合は、受付出来ません。訂正する場合は二重線で訂正のうえ、訂正印を捺してください。また、未記入の箇所がある場合は、判定時に不利になる場合がございますのでご注意ください。

### 【保育を必要とする事由を確認できる書類】

- 就労（見込み）の方 : 就労証明書
- 自営業・農業等の方 : 自営業・農業等申告書
- 内職（見込み）の方 : 内職証明書
- 出産・病気等の場合 : 母子手帳の写し、医師の診断書、障害者等で手帳の交付を受けている方は手帳の写し
- 看護・介護の場合 : 保育所入所等に関する申告書  
医師の診断書、介護認定のわかる書類
- 就学中の方 : 保育所入所等に関する申告書、在学証明書
- 求職活動中の方 : 保育所入所等に関する申告書
- その他、状況に応じて必要書類を提出していただきます。

### ★ 平成30年1月2日以降に行方市に転入された方（他市町村から転入された方）

平成30年1月1日現在、住所登録をされていた市町村(役所)から、「平成30年度市町村  
民税課税（非課税）証明書」をお取り寄せの上、申込書類と一緒に提出してください。

（※父母分、必要に応じて家計の主宰者分）

#### 4. その他

- (1) 広域入所（行方市以外の保育施設へ入所すること）を希望される場合は、行方市役所こども福祉課へご相談ください。
- (2) 申込書の【利用を希望する期間】は、小学校へ就学するまでの範囲内で保育が必要と見込まれる期間申し込むことができます。
- (3) 保育の必要性の事由や保護者の勤務状況等により、希望する認定を受けられない場合や、利用期間及び利用時間のご希望に添えない場合がありますので、あらかじめご承知ください。
- (4) 認定こども園については、保育園部分（2号・3号認定）をご利用希望の場合は行方市役所へ、幼稚園部分（1号認定）の利用を希望される場合は、直接施設へお申込み願います。

#### 《平成31年度の行方市内の施設の状況》

【私立保育園】	☆玉造第一保育園	☆玉造第二保育園
	☆玉造第三保育園	☆子どもの家堇の苑
【認定こども園】	☆麻生こども園	☆龍翔寺こども園
	☆北浦こども園	☆認定こども園のぞみ

#### ★お願い★

申込み時に申請者(保護者)及び入所児童のマイナンバーの確認が必要になりますので、保護者(父母)及び入所児童のマイナンバー(通知)カードをお持ちください。また、窓口に来られる方の本人確認ができるもの（免許証やパスポートなど）も併せてお持ちください。

#### 《お問い合わせ先》

行方市役所 こども福祉課 子育て支援グループ  
保育所事務担当 ☎0299-55-0111（内線 103）